

岐阜県県民ふれあい会館（OKBふれあい会館）の
岐阜市指定緊急避難場所への指定について

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、岐阜市では県有施設である「岐阜県県民ふれあい会館（OKBふれあい会館）」を市の指定緊急避難場所に指定しましたので、よろしくお願い致します。

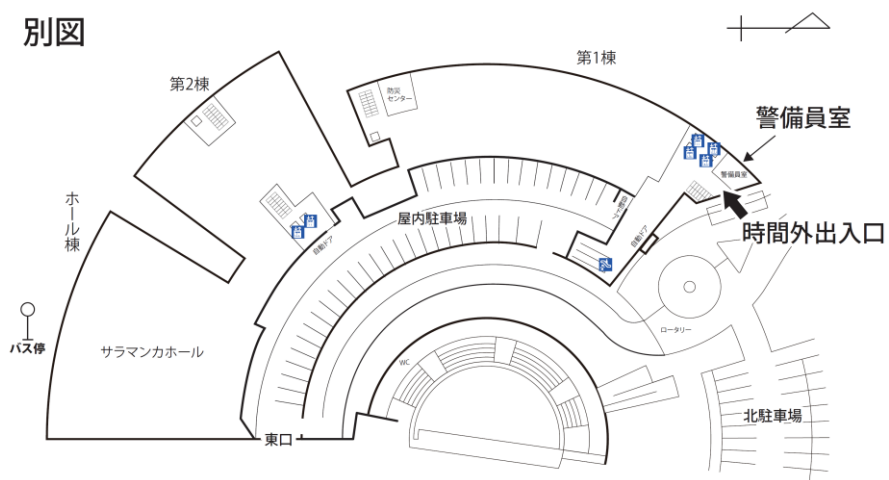
記

- 1 指定緊急避難場所への指定施設
岐阜県県民ふれあい会館（OKBふれあい会館）
岐阜市藪田南5丁目14番53号
施設管理者：岐阜県県民ふれあい会館 指定管理者
ふれあいファシリテイズ
- 2 指定緊急避難場所に指定する場所
 - ・第1棟302大会議室（400㎡）及び301中会議室（228㎡）
 - ・施設管理者が別途指定した施設（トイレなど）※ただし、施設管理者の指示により2階のアトリウム等に留まるよう指示がある場合は、その指示に従ってください。
- 3 指定緊急避難場所として利用が可能な場合
原則、岐阜市が避難情報（高齢者等避難、避難指示等）を発令している間となります。
- 4 利用開始可能日 令和5年1月21日から
- 5 指定緊急避難場所として利用する際は、必ず別図に示す時間外出入口から入館、右側にある警備員室に避難で利用する旨を報告し、係員の指示に従ってください。
- 6 施設の利用における注意事項
 - （1）避難時の利用においては、施設管理者からの指示事項を必ず守ってください。
 - （2）施設内において発生した事故については、原則として施設管理者は責任を負いません。
 - （3）指定緊急避難場所であり、避難生活を過ごす「避難所」ではありません。

るので、施設管理者から飲料水や食料、毛布などの提供は一切行いません。

(4) 施設使用に関する注意事項(施設や備品を破損しない、施設内を清潔に保つ、指示された施設や備品以外は使用しないほか、施設利用に関する規則(喫煙・感染症対策等)が守られるよう地域で周知徹底いただくとともに、避難者への対応は、すべて地域の自治会等で行ってください。

また、地域の災害対策本部となる市橋公民館へ必要に応じた状況の報告(避難者数の報告など)についても同様に、地域の自治会で対応してください。



令和5年1月21日

岐阜市役所 都市防災部 都市防災政策課

電話：058-267-4763 (直通)